



教えてJAさん！

Q & A

Q

親が亡くなったとき、親の貯金口座が凍結されると聞きました。いざとなったとき、葬儀費用等をその口座から引き出せないと困ります。何か対策はありますか？

(鈴鹿市 57歳・男性)

A

一時払終身共済への加入や相続貯金払戻し制度の活用があります。

いざとなったときに遺族がお金を引き出せないと困りますね。最近では葬儀費用の支払いにクレジットカードや葬儀ローンを利用できる場合もありますが、現金払いに対応できるように準備しておくことが安心です。

一時払終身共済への加入

事前対策としては、JAの一時払終身共済に加入する方法があります。一時払終身共済は、被共済者が死亡した場合に遺族がすみやかに死亡共済金を受け取れるので、安心して葬儀費用等を支払うこと

ができます。

また、被共済者が掛金を負担し、相続人が受け取った死亡共済金には、法定相続人1人につき500万円の非課税枠があるので、相続税の節税につながります。さらに、指定された受取人の固有の財産として遺産分割協議の対象とならないため、遺したい人がいるときや相続財産を分割しにくいときにも有効です。ちなみに、一時払終身共済は、一生涯にわたって保障が確保できますが、医師による診査なしに簡単な告知で申し込めるので、加入のしやすさも魅力です。

相続貯金払戻し制度の活用

いざ親が亡くなったとき、通常の相続手続で親の貯金を引き出すには、原則として相続人全員の同意が必要で、必要書類を揃えるにも時間がかかります。事後対策としては、相続貯金払戻し制度（仮払い制度）の活用が有効です。

この制度を活用すると、相続人は、1人150万円を上限に相続貯金額×3分の1×法定相続分まで単独で払戻請求することができ、貯金を払戻した相続人は、遺産の一部を分割により取得したものとみなされます。いざというときは、一時払終身共済と合わせて、活用を検討するとよいでしょう。

相続貯金払戻し制度

相続人は、
相続貯金額 × $\frac{1}{3}$ × 法定相続分まで
単独で払戻請求できる ※上限 150 万円

例) 父親 A さんの相続預金が1,200万円
相続人が妻、長男、長女の場合

長男の払戻し可能額は？

$1,200 \text{ 万円} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{4}$ (長男の法定相続分)
=100 万円 < 払戻し可能

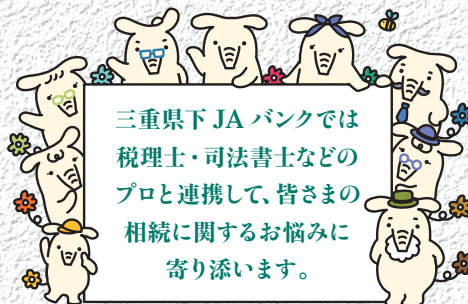
相続のこと お気軽にご相談ください!!

相続税の
一般的な相談

相続税の
概算の試算

生前対策に
関する相談

遺言信託に
関する相談 (※)



三重県下 JA バンクでは
税理士・司法書士などの
プロと連携して、皆さまの
相続に関するお悩みに
寄り添います。

※三重県下JAでは、JAグループの信託銀行である農中信託銀行の代理店として以下のJAで遺言信託を取り扱っています。

JA みえきた / JA 鈴鹿 / JA 津安芸 / JA みえなか / JA 伊勢 / JA いがふるさと
※各代理店が行う遺言信託代理店業務は契約締結の媒介です。

※遺言信託には所定の費用等が必要となります。また、身分に関する事項についてはお引き受けできません。